

## 令和4年度 中国中学校体育連盟 中国中学校選手権大会実施上の COVID-19 感染拡大予防ガイドライン

本ガイドラインは、「学校の新しい生活様式」（文部科学省）及び「社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」（スポーツ庁）及び「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」（日本スポーツ協会・日本障がい者スポーツ協会）、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室からの情報等を踏まえて、現段階で得られている知見等に基づいて作成しています。

今後の知見の集積及び新型コロナウイルスの感染状況により、随時見直すことがあり得ることにご留意ください。

### 1 大会実施にあたっての基本的な考え方について

大会の実施にあたっては、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」(文部科学省)を踏まえ、「社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」(スポーツ庁)、「スポーツイベント再開に向けた感染予防ガイドライン」(公益財団法人日本スポーツ協会・公益財団法人日本障がい者スポーツ協会)、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策室からの情報等を参考に、今後の中国中学校選手権大会実施にあたっての基本的な考え方に基づき、新型コロナウイルス感染症の感染防止策を講じることとします。

(公財)日本中学校体育連盟が感染症対策を万全にして、全国中学校体育大会(北海道・東北ブロック)を実施しようとしている以上、中国中学校体育連盟もそれに準じ、可能な限りの感染症対策を万全にした上で、中国中学校選手権大会を実施します。

なお、本ガイドラインに加えて、各競技団体及び開催会場施設の定めた新型コロナウイルス感染症拡大予防に関する規程がある場合はそれに従うこととします。

併せて、各県で大会後に陽性者が出た場合の報告義務がある場合はそれにも従うこと。

#### 【大会実施に当たっての基本的な考え方】

(1) 感染源を絶つ

(2) 感染防止の3つの基本

○ 身体的距離の確保 ○ 試合(プレー)時以外でのマスクの着用 ○ 手洗い等の徹底

(3) 3つの「密」(密閉空間, 密集場所, 密接場面)の回避

(4) 安全な活動環境等の確保

### 2 大会実施時の感染防止策について

(1) 感染源を絶つ

○大会事務局は以下の点について配慮する。

・風邪の症状(発熱、咳、鼻汁、咽頭痛、頭痛等)がある選手や引率者等は大会に参加させないことを徹底する。

- ・各校の選手及び引率者等の大会前後2週間分（計約4週間分）の体調を記録した「体調記録表」（様式1）の記録を求め、健康管理を徹底する。
- ・大会当日受付時等に、「学校同行者体調記録表」（様式2）を提出させ、選手や引率者等の体調を確認するとともに、大会中、選手や引率者等に体調不良がある場合は大会本部に申し出るよう場内アナウンス等で確認を促す。
- ・「学校同行者体調記録表」（様式2）に記載された者以外の来場者に対し、「来場者体調記録表」（様式3）に、氏名・年齢・住所・連絡先（電話番号）・検温した体温・来場前2週間における次のア～オの有無の確認と、来場後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、主催者に対して速やかに報告することを確認する。
  - ア：平熱を越える発熱
  - イ：咳や喉の痛み など風邪の症状
  - ウ：だるさ（倦怠感）、息苦しさ（呼吸困難）
  - エ：味覚や嗅覚の異常
  - オ：過去14日以内に政府から入国制限や入国後の観察期間を必要とされている国や地域などへの渡航歴及び当該在住者との濃厚接触

○ 引率者等は以下の点について配慮する。

- ・集合時、更衣後、ウォーミングアップ終了後、試合前後、昼食時、解散時等、こまめに選手の体調不良の有無を確認するなど、集合時から解散時まで選手の健康観察を徹底する。

○ 大会事務局及び引率者等は、大会中に選手等の体調不良を確認した場合、大会救護係や医療機関及び保護者等と連携し、当該選手の体調を確認するとともに、安全に帰宅させるなどの対策を講じる。

## (2) 感染防止の3つの基本

ア 身体的距離を確保する

- 開会式、閉会式及び表彰式は簡略化して実施する。又は行わない。（表彰は式典形式にしない）
- 対戦相手や審判等との握手や仲間と手をつないだり肩を組んだりして行う円陣、ハイタッチなどは行わない。
- 監督者会議等を実施する場合、人と人との間隔ができるだけ2メートル（最低1メートル）空くよう、椅子の配置を広くするなどの工夫をする。
- 集合時、待機中、休憩中及び食事中などにおいて、選手同士の間隔が、できるだけ2メートル（最低1メートル）空くように指導する。

イ マスクの着用

- 選手、引率者等及び大会関係者はマスク等を準備し、大会中は競技等実施時及び食事中等を除いて、基本的にマスク等を着用し、咳エチケットを徹底する。ただし、活動中や気候の状況等より、熱中症などの健康被害が発生する可能性が高い場合は、大会事務局の指示に従う。
- 大会事務局や引率者等は、会場の気温や湿度に注意しながら選手の健康観察を行うとともに、こまめに給水をさせる。その際、コップ等は共用しない。

ウ 手洗い等の徹底

- 選手や引率者等及び大会関係者がこまめに手洗いを行えるよう、手洗い場に十分な量の石けん等を設置するとともに、場内アナウンス等で参加者に手洗いを促す。
- 手洗い場等に「手洗いは 30 秒以上」の掲示をする。参加者には、事前に手洗い後に手を拭くためのマイタオルを持参するよう周知徹底する。
- 集合時、更衣後、ウォーミングアップ終了後、試合前後、昼食前後、解散時等、こまめに流水と石けんを手洗いを行うよう選手に指導する。

### (3) 3つの「密」（密閉空間、密集場所、密接場面）の回避

- 試合会場への入場は、登録された選手、引率者等及び大会関係者（原則選手 1 名につき保護者 2 名、競技の特性によって判断する）のみとし、出場選手として登録されていない部員やマネージャー及び応援者（保護者）の入場制限については、利用する会場や施設の状況、各専門部の加盟生徒数等を考慮し判断し、次のカテゴリーに分類する。ただし詳細については、地域の実態や各施設のガイドラインに則り、各競技・会場毎で定めることとする。

#### A 無観客

大会関係者以外の入場を不可とし、無観客とする。

#### B 制限付きで入場を許可

参加校の保護者・登録されていない部員・マネージャーに限定して入場を認める。

#### C 観客立入禁止エリアを設定

屋外競技などの観客のコントロールが難しい競技・会場では、入場を認められた者以外の立入禁止エリアを設け、そのエリア以外からの観戦のみとする。ただし、参加校の保護者及び学校関係者に限定する。

- 大会事務局は以下の点について配慮する。

- ・ 試合会場や動線を複数設けるなどし、選手や引率者等の会場への移動が短縮できるよう工夫する。
- ・ チームでまとまって会場へ移動する場合、引率者等はバス等の車内が密閉空間にならないよう運転手と連携し定期的に換気をしたり、1 台に乗車する人数を減らしたりするなどの工夫をする。
- ・ 更衣室で選手が密集しないよう、一度に利用できる人数を制限し明示する。また、更衣室内に選手同士の間隔ができるだけ 2 メートル（最低 1 メートル）空くよう、床に目印テープを貼付したりするとともに、更衣室の換気扇を常時運転したり、小窓を開ける等、換気に配慮する。
- ・ 屋内で実施する競技においては、会場内で人が密集しないよう、一度に会場に入れる人数や学校数等を制限するなどの工夫をする。
- ・ 屋内で実施する競技においては、1 時間に 2～3 回程度、ドアや窓を開け換気を行うなどの工夫をする。
- ・ 引率者等は、試合会場のベンチや食事をする場所について、できるだけ 2 メートル（最低 1 メートル）空くよう選手同士の間隔を取らせ、対面をさけ、会話は控えるよう指導する。

### (4) 安全な活動環境等の確保

- 試合に関わる全ての者（大会役員、審判、指導者、選手）は、大会前後 2 週間分（計

約4週間分)の行動を、「行動履歴書」(様式4)に記録する。

- 大会事務局は、参加校に対し感染拡大予防ガイドラインを周知徹底する。顧問等は、大会に参加する選手及び保護者に対し、参加に当たっての注意事項等を事前に説明し「同意書」(様式5)を提出させる。その際、大会申込期日までに定期健康診断の実施が行なわれていない学校の生徒については、各自で健康診断を受診するなど保護者の責任のもと健康上問題がないことを確認したうえで参加させる。
- 試合会場へ入場する保護者については、「来場者体調記録表」(様式3)を記録の上、来場ごとに大会本部に提出する。
- 選手の体調不良や救急搬送等の事態が発生し保護者の同意や意向聴取等が求められることも想定し、引率者や学校等と保護者が確実に、速やかに連絡がとれる体制を構築しておく。
- 社会体育施設を利用して大会を実施する場合は、「社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」(スポーツ庁)に則り運営する施設を選定し、施設の定める感染拡大予防対策について事前に打合せを行い対策を講じる。
- 各競技団体が、「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」(日本スポーツ協会・日本障がい者スポーツ協会)に則り作成した規程がある場合は、それに従って感染拡大予防対策を講じる。

### 3 大会開催可否判断について

#### (1)今後～大会直前までの間

- 感染症の感染拡大、緊急事態宣言の発令等により大会開催が危ぶまれ、対応を協議する必要がある場合は、中国中体連会長(理事長)・開催地県中体連会長(理事長)・開催地競技団体・開催地県教育委員会等で協議し決定する。

#### (2)大会の全期間において、5県全てに緊急事態宣言が発せられた場合

- 全ての競技を中止とする。

#### (3)大会期間の途中において、5県全てに緊急事態宣言が発せられた場合

- 原則として当日の競技のみを実施し、翌日からの競技を中止する。

#### (4)開催地が緊急事態宣言下等にある場合

- 予定の開催地で実施する。ただし、公共施設が使用できなくなった場合は、同一県近隣市町での会場確保を模索する。会場が確保できなかった場合については、その種目の開催を中止する。

- 開催地を含め、宣言下の県からの出場については、中国中体連としては受諾する。ただし、出場校の参加可否は当該校の責任者の責任と判断の上で決定する。

#### (5)中国中学校選手権大会が実施できなかった場合(事前に中止になった場合)

- 全国中学校体育大会への「中国ブロック代表」を抽選により決定する。選出の仕方については、「令和4年度 役員理事名簿 規約・諸規程 p 16」による。抽選者は各県の会長(理事長)とする。

#### (5)中国中学校選手権大会が実施できなかった場合(途中で中止になった場合)

- 全国中学校体育大会への「中国ブロック代表」を抽選により決定する。抽選者は中止になった時点で、勝ち残っているチームの監督で行う。

#### 4 大会開催時の体調不良者発生時の対応について

##### (1)大会開催日前14日以内の体調不良者発生時

- 選手や引率者等が濃厚接触者や大会開催日前14日以内に新型コロナウイルスが疑われる症状（例：発熱・咳・鼻汁・咽頭痛・頭痛・倦怠感・味覚嗅覚の異常など）が見られた場合、医療機関の指導・指示を必ず受け、医師から参加が認められた場合のみ参加各校の責任者の責任と判断のうえ、参加を認める。医師の診断がない場合は、いかなる場合であっても参加を認めない。

##### (2)入場時・受付時・大会期間中の体調不良者発生時

- 体調記録表の提出内容を以下のポイントで確認する。
  - ※発熱や風邪の症状の有無
  - ※当日の検温記録、体調記録表の記入漏れの有無
- 確認ポイントにおいて症状や記入の不備がある場合は、入場・受付を取りやめる。記入の不備については、不足項目の確認（検温）を行う。
- 体調不良者（例：発熱・咳・鼻汁・咽頭痛・頭痛・倦怠感・味覚嗅覚の異常など）または症状が確認された者については、実行委員会に報告の上、帰宅（または帰宿）を促し、各自医療機関を受診するように伝える。

##### (3)大会期間中の感染者発生時

- 大会期間中、選手や引率者等に感染者が出た場合、原則としてそのチームの大会参加を認めず、棄権とする。ただし、医師や保健所等の指示において、協議の上参加を認めることもあり得る。
- 大会期間中、対戦した相手チームの選手や引率者等に感染者が出た場合、そのチームの大会参加を認めず、棄権とすることもあり得る。

#### 5 その他

感染症対策で試合方法や運営が変更されることもあり得る。大会に関する連絡は全て開催県中体連ホームページに掲載するので、出場校と大会運営に関わる役員等は、各々の責任でこまめにホームページを確認すること。